

令和 3 年第 4 回

市 議 会 定 例 会 資 料

目 次

議案第 97 号 関係	-----	1
議案第 98 号 関係	-----	3
議案第 100 号 関係	-----	8
議案第 101 号 関係	-----	27
議案第 102 号 関係	-----	33
議案第 103 号 関係	-----	37
議案第 104 号 関係	-----	40
議案第 105 号 関係	-----	62
議案第 106 号 関係	-----	79
議案第 107 号 関係	-----	82
議案第 108 号 関係	-----	100
報告第 19 号 関係	-----	108
報告第 20 号 関係	-----	109

令和3年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	9,493	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	9,493						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (企画経営課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、附属機関等の会議における感染リスクを低減するため、デジタル有線会議マイクシステムを整備することに伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	2,271	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,271						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (情報推進課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、非対面・非来庁型行政サービスを推進するため、ウェブ会議用端末を追加整備することに伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
3	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	1,488	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,488						
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による子育て世帯への臨時特別給付金の給付事務に従事する職員に支給する時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
4	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	3,600,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	3,600,000						
	子育て世帯への臨時特別給付金 (子育て支援課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による子育て世帯への臨時特別給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
5	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	40,489	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	40,489						
	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費 (子育て支援課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による子育て世帯への臨時特別給付金を支給することに伴い、報酬、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
6	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	48,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	48,000						
	職員給与費 (職員課) (繰越明許費)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、国の指示に基づき、県の協力を得て実施する同感染症に係るワクチン接種事業に従事する職員に支給する時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
7	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	1,601,092	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,601,092						
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (健康増進課) (繰越明許費)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、国の指示に基づき、県の協力を得て実施する同感染症に係るワクチン接種について、追加接種等の実施に伴い、報酬、報償費、消耗品費、通信運搬費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				

令和 3 年第 4 回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第8号)
(歳 出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
8	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健所費	2, 376	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	保健所管理運営経費 (保健企画課)			1, 591			785
			保健所の電話料について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、陽性患者の入院調整や自宅療養者への体調確認等の事務が増加し、当初の想定を上回ることが見込まれるため、通信運搬費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
9	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	△ 257, 407	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	粗大ごみ処理施設整備事業費 (資源循環課) (継続費・繰越明許費) (債務負担行為)		△ 37, 114		△ 157, 600	△ 83, 185	20, 492
			旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事について、当該敷地の地中から出現した廃棄物及び汚染土壌を除去することに伴う工程等の見直しにより、工事請負費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
10	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	48, 415	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	教育情報ネットワーク事業費 (学校教育指導課)		48, 415				
			小中学校における教育DXを一気に加速化するとともに、児童・生徒の3密の回避や利便性の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校図書館の電算化を実施することに伴い、消耗品費、印刷製本費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
11	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	3, 500	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育総務課)		3, 500				
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小学校の教育活動継続に伴う感染症対策や児童の学習を保障するために必要な物品等を整備するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
12	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費	57, 828	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		57, 828				
			小学校における教育DXを一気に加速化するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、GIGAスクール構想における予備端末及び大型モニターを整備することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
13	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費	2, 100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育総務課)		2, 100				
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、中学校の教育活動継続に伴う感染症対策や生徒の学習を保障するために必要な物品等を整備するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
14	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費	27, 677	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		27, 677				
			中学校における教育DXを一気に加速化するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、GIGAスクール構想における予備端末及び大型モニターを整備することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				

令和3年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	15,534	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	公務災害補償関係経費 (職員課)						15,534
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	3,073	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	ふるさと基金積立金 (財政課)					3,073	
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	80	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	車両管理経費 (資産経営課)						80
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	703	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	企画管理経費 (企画経営課)						703
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	1,945	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	組織改正関連経費 (行政改革推進室)						1,945
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費	4	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	支所業務管理経費 (小出支所)						4
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	1,876	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	市民活動推進経費 (市民自治推進課)					108	1,876

令和３年第４回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第9号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
8	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	12,344	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	地域生活支援事業費 (障がい福祉課)		5,744	2,872			3,728
			地域生活支援事業費について、日中一時支援及び地域活動支援センターの利用件数等の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
9	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	106,429	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	障がい児支援給付費 (障がい福祉課)		53,214	26,607			26,608
			障がい児支援給付費について、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用件数等の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
10	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 交通安全推進費	1,100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	自転車駐車場管理経費 (安全対策課)						1,100
			幸町自転車駐車場のらせん階段の修繕のため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
11	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 体育施設費	4	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	体育館管理経費 (スポーツ推進課)						4
			公用車を運転する際のアルコール検知器による飲酒検査を行う体制を整備することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
12	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	600	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)		600				
			令和4年6月の児童手当に係る制度改正(特例給付の所得上限の設定及び現況届の廃止)に向け、システム改修や制度周知等に従事する職員に支給する時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
13	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	16,323	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	児童手当費 (子育て支援課)		16,323				
			令和4年6月の児童手当に係る制度改正(特例給付の所得上限の設定及び現況届の廃止)に向け、システム改修や制度周知等を行うことに伴い、報酬、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
14	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	137,830	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)		31,874	73,595		3,073	29,288
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、PCR検査の実施件数の増加に対応するとともに、相談・患者対応などに係る業務などに従事する人員体制を整備する等のため、報酬、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				

令和3年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
15	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	300	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	不育症治療費助成事業費 (地域保健課)						300
			不育症治療費助成事業について、当初の想定を超える対象者からの申請により、助成金の不足が見込まれるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
16	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	4	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	斎場施設管理運営経費 (小出支所)						4
			公用車を運転する際のアルコール検知器による飲酒検査を行う体制を整備することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
17	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健所費	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	保健所管理運営経費 (保健企画課)						10
			公用車を運転する際のアルコール検知器による飲酒検査を行う体制を整備することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
18	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	964	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	環境事業センター管理経費 (環境事業センター)						964
			収集車両等を運転する際のアルコール検知器による飲酒検査を行う体制を整備することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
19	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費	3,622	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	上赤羽根堤線道路改良 (道路建設課)						3,622
			歩行者、自転車等の安全性及び利便性向上を図るため、上赤羽根堤線において、道路拡幅に向けた用地交渉を進めることに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
20	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	5,713	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	香川駅周辺整備事業費 (拠点整備課)				5,100		613
			市道7115号線歩道整備事業について、香川駅前の整備用地に存置する電柱及び地下ケーブル等の移設補償を行うことに伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
21	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費	25,135	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	市営プール管理運営経費 (公園緑地課)				18,800		6,335
	(繰越明許費)		市営殿山水泳プール管理棟の屋上防水及びトイレ等の改修のため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				

令和 3 年第 4 回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費	21					21
	市営住宅管理運営経費 (建築課)		市営住宅家賃の滞納に伴う住宅明渡し等の請求の訴えを提起することに伴い、通信運搬費、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
23	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	54					54
	消防車両維持管理経費 (警防救命課)		消防車両等を運転する際のアルコール検知器による飲酒検査を行う体制を整備することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
24	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 非常備消防費	99					99
	消防団施設・設備維持管理経費 (警防救命課)		消防車両等を運転する際のアルコール検知器による飲酒検査を行う体制を整備することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
25	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	130					130
	事務局管理経費 (教育総務課)		公用車を運転する際のアルコール検知器による飲酒検査を行う体制を整備することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
26	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費	△ 10,209	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学校教育指導課)		△ 10,209				
27	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費	3,612					
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学校教育指導課)		3,612				
28	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費	1,734					1,734
	文化財保護管理経費 (社会教育課)		枯死により倒木・枝折れの恐れがある鶴嶺八幡宮参道松並木の樹木を伐採することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				

令和３年第４回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第9号)
(歳出)

(単位: 千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
29	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費	3, 141					3, 141
	文化資料館運営経費 (社会教育課)		文化資料館移転後の施設解体に向けたアスベスト含有調査を実施することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				
30	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費	139, 407	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業費 (社会教育課) (繰越明許費・債務負担行為)				99, 800		39, 607
			(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業について、建設工事等の完了に目途が立ち、開館に向けた準備として、駐車場を整備するとともに既存施設の収蔵資料を移転することに伴い、委託料、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年11月10日)				

茅ヶ崎市工場立地に関する準則を定める条例について

1 提案の理由

緑地面積率等の基準について、経済産業大臣等により公表された製造業等に係る工場等の立地に関する準則に代えて適用すべき準則を定めることにより、工場等の建替えを促進するとともに、工場等の新設を推進するため提案する。

2 根拠法規

工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項

3 条例の概要

- (1) この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例によることとした。（第2条関係）
- (2) 工場立地法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を定めることとした。（第3条関係）
- (3) 緑地面積率を算定するときは、緑地と緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設とが重複する土地の面積及び建築物屋上等緑化施設の面積については、敷地面積に区域ごとに定める緑地面積率の下限値を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができないこととした。（第4条関係）
- (4) 製造業等に係る工場又は事業場の敷地が甲区域、乙区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第3条の表の規定の適用については、甲区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは甲区域に係る第3条の表の規定を、乙区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは乙区域に係る第3条の表の規定を当該敷地の全部に適用し、これらの区域以外の区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは第3条の表の規定を当該敷地の全部に適用しないこととした。（第5条関係）
- (5) この条例は、令和4年1月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市工場立地に関する準則を定める条例参照条文

○工場立地法

(工場立地に関する準則等の公表)

第四条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設（物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。）、緑地（植栽その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。）及び環境施設（緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもたらすおそれがある施設で主務省令で定めるものの配置に関する事項

三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項

イ 工業団地（製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。）に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

ロ 工業集合地（製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地（工業団地を含むものを含む。）をいう。以下同じ。）に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣（工場立地に伴う公害の防止に係る判断の基準となるべき事項にあつては、経済産業大臣、環境大臣及び製造業等を所管する大臣）は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、第二条第一項の調査に基づき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表するものとする。

第四条の二 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市町村準則」という。）を定めることができる。

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

○都市計画法

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

二 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二 特別用途地区

- 二の二 特定用途制限地域
- 二の三 特例容積率適用地区
- 二の四 高層住居誘導地区
- 三 高度地区又は高度利用地区
- 四 特定街区
- 四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域、同法第九十四条の二第一項の規定による居住環境向上用途誘導地区又は同法第九十九条第一項の規定による特定用途誘導地区
- 五 防火地域又は準防火地域
- 五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区
- 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十一条第一項の規定による景観地区
- 七 風致地区
- 八 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項の規定による駐車場整備地区
- 九 臨港地区
- 十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区
- 十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区
- 十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定による緑地保全地域、同法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四条第一項の規定による緑化地域
- 十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項の規定による流通業務地区
- 十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区
- 十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百四十三条第一項の規定による伝統的建造物群保存地区
- 十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区
- 2 準都市計画区域については、都市計画に、前項第一号から第二号の二まで、第三号（高度地区に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第十二号（都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。）又は第十五号に掲げる地域又は地区を定めることができる。
- 3 地域地区については、都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 地域地区の種類（特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類）、位置及び区域
 - 二 次に掲げる地域地区については、それぞれ次に定める事項
 - イ 用途地域 建築基準法第五十二条第一項第一号から第四号までに規定する建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）並びに同法第五十三条の二第一項及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度（建築物の敷地面積の最低限度にあつては、当該地域における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）
 - ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 建築基準法第五十三条第一項第一号に規定する建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）及び同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度
 - ハ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率

ニ 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要

ホ 特例容積率適用地区 建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。）

ヘ 高層住居誘導地区 建築基準法第五十二条第一項第五号に規定する建築物の容積率、建築物の建蔽率の最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）及び建築物の敷地面積の最低限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）

ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域内にあつては、建築物の高さの最高限度。次条第十八項において同じ。）

チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限（壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路（都市計画において定められた計画道路を含む。以下この号において同じ。）に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十九項において同じ。）

リ 特定街区 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限

三 面積その他の政令で定める事項

4 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。

○工場立地法施行規則

（緑地）

第三条 法第四条第一項第一号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

一 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

二 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

（緑地以外の環境施設）

第四条 法第四条第一項第一号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

一 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

イ 噴水、水流、池その他の修景施設

ロ 屋外運動場

ハ 広場

ニ 屋内運動施設

ホ 教養文化施設

ヘ 雨水浸透施設

ト 太陽光発電施設

チ イからトまでに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

二 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

○工場立地に関する準則

（緑地の面積の敷地面積に対する割合）

第二条 規則第三条各号に掲げる緑地（以下「緑地」という。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、百分の二十以上の割合とする。ただし、規則第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の二十五の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第三条 緑地及び規則第四条の緑地以外の環境施設（以下「環境施設」という。）の面積の敷地面積に対する割合は、百分の二十五以上の割合とする。

（環境施設の配置）

第四条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

（備考）

1 昭和四十九年六月二十八日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）において、昭和四十九年六月二十九日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第一条の規定に適合する生産施設の面積、第二条の規定に適合する緑地の面積及び第三条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

二 生産施設の面積

$$P \leq \gamma (S - (P_0 / \gamma \alpha)) - P_1$$

ただし、 $\gamma (S - (P_0 / \gamma \alpha)) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。

（これらの式において、 P 、 γ 、 S 、 P_0 、 α 及び P_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第一の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

S 当該既存工場等の敷地面積

P_0 昭和四十九年六月二十八日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計

α 当該既存工場等が属する別表第二の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる数値

P_1 昭和四十九年六月二十九日以後に生産施設の面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計（昭和四十九年六月二十九日以後に生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq (P / \gamma) (0.2 - (G_0 / S))$$

ただし、 $(P / \gamma) (0.2 - (G_0 / S)) > 0.2 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2 S - G_1$ とし、 $0.2 S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

（これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第一の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

下記の（一）、（二）のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、算定式により求まる緑地の面積に満たなくとも建替えを可能とする。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限る（３一において同じ。）。

（一） 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること

② 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積が一定量改善されること

（二） 生活環境保全等要件

以下の①から③の内いずれか一つに該当する場合

① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新

② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更

③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

三 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$E \geq (P/\gamma) (0.25 - (E_0/S))$

ただし、 $(P/\gamma) (0.25 - (E_0/S)) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E \geq 0$ とする。

（これらの式において、E、P、 γ 、E₀、S及びE₁は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第一の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

下記の（1）、（2）のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、算定式により求まる環境施設の面積に満たなくとも建替えを可能とする。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限る（３二において同じ。）。

（1） 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること。

② 建替え後に環境施設の整備に最大限の努力をして環境施設面積が一定量改善されること

（2） 生活環境保全等要件

以下の①から③の内いずれか一つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
 ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
 ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

2 工場等が別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属するときは、第一条の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとする。 $\sum (P_i / \gamma_i) \leq S$

ただし、昭和四十九年六月二十九日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは $\sum (P_i / \gamma_i) \leq S - \sum (P_{0i} / \gamma_i \alpha_i)$ とする。

(これらの式において、 n 、 P_i 、 γ_i 、 S 、 m 、 P_{0i} 及び α_i は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

n 当該工場等が属する業種の個数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計 (i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの) 又は既存工場等が昭和四十九年六月二十九日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係る面積の合計 (昭和四十九年六月二十九日以後に i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの)

γ_i i 業種についての別表第一の下欄に掲げる割合

S 当該工場等の敷地面積

m 昭和四十九年六月二十八日における当該既存工場等が属する業種 (その日に設置のための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。) の個数

P_{0i} 昭和四十九年六月二十八日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積の合計

α_i i 業種についての別表第二の下欄に掲げる数値)

3 昭和四十九年六月二十九日以後に生産施設の面積の変更が行われる場合であって当該既存工場等が別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属するときは、第二条の規定に適合する緑地の面積及び第三条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{\sum (P_j / \gamma_j)}{0.2} - (G_0 / S)$$

ただし、 $\frac{\sum (P_j / \gamma_j)}{0.2} - (G_0 / S) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての別表第一の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地 (当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。) の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地 (当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。) の面積の合計)

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{\sum (P_j / \gamma_j)}{0.25} - (E_0 / S)$$

ただし、 $\frac{\sum (P_j / \gamma_j)}{0.25} - (E_0 / S) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

$2.5S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

(これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。)

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての別表第一の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

4 第三条（市町村準則が定められた場合にあってはその市町村準則中の環境施設の面積の敷地面積に対する割合）を適用する場合には、工場等の周辺の区域の大部分が海面若しくは河川である場合又は工場等の周辺の区域に当該工場等のために設置されていると認められる相当規模の環境施設がある場合であって、実質的に同条の割合が担保されていると認められるときは、これらの事情を勘案することができる。

5 昭和四十九年六月二十九日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における第四条の環境施設の配置は、当該既存工場等の周辺の地域の土地の利用状況、当該既存工場等の敷地の利用状況等を勘案して、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するように行うものとする。

別表第一（第一条及び（備考）関係）

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	百分の三十
第二種	伸鉄業	百分の四十
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	百分の四十五
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	百分の五十
第五種	でんぷん製造業及び冷間ロール成型形鋼製造業	百分の五十五
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	百分の六十
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	百分の六十五

○工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例（平成29年神奈川県条例第40号）の規定による廃止前のもの）

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて町村の区域に適用する緑地面積率等に係る準則を定めるものとする。

（区域の区分及び範囲）

第2条 工場立地法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域（同法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、工業の用に供する土地として計画的な整備を予定している区域であって同法第7条第2項の市街化区域への区域区分の変更が保留された区域のうち、知事が指定する区域を除く。）

(2) 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域

(3) その他の区域 第一種区域及び第二種区域を除く区域

2 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地が前項各号に掲げる区域の区分のうち2以上の区域にわたるときは、当該工場等については、当該敷地に占める面積の割合の最も高い区域に当該工場等を設置するものとみなして、この条例の規定を適用する。

（緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）

第3条 工場等を第一種区域又は第二種区域に設置する場合における工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第4条 緑地の面積の敷地面積に対する割合を算定するときは、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第3条に規定する建築物屋上等緑化施設的面積及び緑地と省令第4条に規定する緑地以外の環境施設（同条第1号トに掲げる施設を除く。）以外の施設が重複する土地の面積は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める割合を敷地面積に乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

(1) 工場等を第一種区域に設置する場合 100分の25

(2) 工場等を第二種区域に設置する場合 100分の15

(3) 工場等をその他の区域に設置する場合 100分の20

別表（第3条関係）

区域の区分	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第一種区域	100分の25以上	100分の30以上
第二種区域	100分の15以上	100分の20以上

○工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例（平成29年神奈川県条例第40号）

附 則

1 この条例は、平成29年4月2日から施行する。

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第44条第1項及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）附則第5条第1項に規定する条例で定める日は、平成34年3月31日とする。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第四條 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の日である場合には、同法附則第四十九条のうち農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五條第九項の改正規定中「第五條第九項」とあるのは、「第五條第十項」とする。

（道路法の一部改正に伴う調整規定）

第二十五條 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日である場合には、第九十九條のうち道路法第三十條の改正規定中「第三十條第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし」とあるのは、「第三十條第三項を削り」とする。

2 前項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第三十三條のうち道路法第三十條の改正規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十條第二項を削り、同条第三項中「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし」とあるのは、	第三十條第二項及び第三項を次のように改める。
3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。	2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。
3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。	3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

3 第一項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第十五條第一項中「第三十條第四項」とあるのは、「第三十條第三項」とする。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第六條 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の日である場合には、同法附則第三十八條のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第六條第五項の改正規定中「第六條第五項」とあるのは、「第六條第六項」とする。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七條 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日である場合には、第五百二十二條のうち中心市街地の活性化に関する法律第九條第六項の改正規定中「第九條第六項」とあるのは、「第九條第五項」とする。

（都市再生特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第八條 この法律の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日である場合には、同日の前日までの間における都市再生特別措置法第二十九條第一項第一号の規定の適用については、同号中「同条第五項第二号」とあるのは、「同条第五項第一号」とする。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日である場合には、第五百五十五條のうち、都市再生特別措置法第四十六條の改正規定中「第二項第三号イ若しくはへ」を「第二項第二号イ若しくはへ」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とするのは、「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十五項を削り、第十七項を第十六項とし、第十四項を第十三項」と、同法第五十一条第一項の改正規定中「第四十六條第十六項後段（同条第十七項）」を「第四十六條第十五項後段（同条第十六項）」とするのは、「第四十六條第十三項後段（同条第十四項）」を「第四十六條第十二項後段（同条第十三項）」とする。

-20-

め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を制定府県知事に届け出なければ」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第百五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣関係(第一条―第十三条)
- 第二章 総務省関係(第十四条―第十六条)
- 第三章 文部科学省関係(第十七条―第二十条)
- 第四章 厚生労働省関係(第二十一条―第五十六条)
- 第五章 農林水産省関係(第五十七条―第八十六条)
- 第六章 経済産業省関係(第八十七条―第九十五条)
- 第七章 国土交通省関係(第九十六条―第一百六十五条)
- 第八章 環境省関係(第一百六十六条―第一百八十九条)

附則

第一章 内閣関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第十六条第四項中「する」を「した」に改め、「は」の下に「速やかにその旨を」を加え、「協議しなれば」を「報告しなれば」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十四条第三項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。

第六十八條の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

第六十八條の二第三項中「前項」を「前二項」に改める。

(家庭用品品質表示法の一部改正)

第二条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うことができる。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第三条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、同条第四項中「必要があると認めるときは」を削り、「作成しなればならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第五項中「すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなれば」を「速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなれば」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第四条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條中「の各号」を削り、第五号を削る。

第八条第一項から第三項までの規定中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第五項中「協議しなれば」を「報告しなれば」に改め、同条第六項中「を変更する場合」を「の変更」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第五条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)」は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の「を」に「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議、市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は同法第二十条第十号に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第六条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二十号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第七条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「知事」の下に「その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)を加える。

第十條第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第四十三條の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四十四條の二第一項及び第四十四條の三中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

附 則

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七條、第十條及び第十五條の規定並びに附則第四條第一項及び第二項、第六條から第十條まで、第四十二條（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八條第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四條並びに第四十六條の規定 公布の日

二 第六條、第八條及び第十四條の規定並びに附則第三條、第十三條、第二十四條から第二十六條まで、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十五條及び第四十八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第十三條の規定及び附則第十七條の規定 この法律の公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

第二条（地方独立行政法人法等の一部改正に伴う経過措置）
（地方公共団体は、この法律の施行の日（附則第七條を除き、以下「施行日」という。）前においても、地方独立行政法人法第八十條の規定により読み替えられた同法第七條又は第八條第二項の規定により、その議会の議決を経て、第四條の規定による改正後の地方独立行政法人法（次項において「新地方独立行政法人法」という。）第二十一條第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 新地方独立行政法人法第七十七條の二第一項の規定により地方独立行政法人法第六十八條第一項に規定する公立大学法人が設置する大学に附属して設置される新地方独立行政法人法第七十七條の二第一項に規定する学校の設置のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第六條の規定による改正前の職業安定法（次項において「旧職業安定法」という。）第三十三條の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体については、同号に掲げる規定の施行の日に、第六條の規定による改正後の職業安定法（次項において「新職業安定法」という。）第二十九條第二項の規定による通知をしたものとみなす。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前にされた旧職業安定法第四十八條の四第一項の規定による申告は、同日以後における新職業安定法第四十八條の四の規定の適用については、同条第一項の規定による申告とみなす。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第九條の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下この条において「新食鳥処理法」という。）第二十一條第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同項及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一條第二項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

2 都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五條第一項の規定に基づく政令で定める市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、前項の規定による指定の申請があつた場合には、施行日前においても、新食鳥処理法第二十二條及び第二十三條第一項の規定の例により、その指定及び公示をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は施行日において新食鳥処理法第二十一條第一項の指定を受けたものと、その公示は施行日において新食鳥処理法第二十三條第一項の規定によりした公示とみなす。

3 この法律の施行の際現に第九條の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一條第一項の規定により厚生労働大臣から同項の者（以下この項において「食鳥検査機関」という。）に対してされている指定であつて、この法律の施行の際現に同条第一項の規定により都道府県知事がその食鳥検査の全部又は一部を行わせている食鳥検査機関に対してされているものは、施行日において新食鳥処理法第二十一條第一項の規定により当該都道府県知事から当該食鳥検査機関に対してされた指定とみなす。この場合において、当該都道府県知事は、新食鳥処理法第二十三條第一項の規定により、その公示をしななければならない。

（工場立地法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する都道府県が第十二條の規定による改正前の工場立地法（以下「旧工場立地法」という。）第四條の二第一項の規定により定めた準則は、当該都道府県内の町村が第十二條の規定による改正後の工場立地法第四條の二第一項の規定により準則を定めた条例の施行の日又は当該都道府県が条例で定める日のいずれか早い日までの間は、当該町村が定めた準則とみなす。

2 施行日前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出であつて施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に第十五條の規定による改正前の水質汚濁防止法第四條の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第十五條の規定による改正後の水質汚濁防止法第四條の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九條の規定に基づく政令で定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九條の規定に基づく政令で定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七條第一項中「当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては市長」を「市町村長」に改め、同項ただし書中「同項第六号」を「同号」に改める。

第八條第一項中「その届出をした都道府県知事又は市長」を「市町村長」に改め、同項第一号中「同項第六号」を「同号」に改める。

第九條第一項及び第二項中「都道府県知事又は市長」を「市町村長」に改め、同項第一号中「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に改める。

第十條第一項及び第十一條第二項中「都道府県知事又は市長」を「市町村長」に改める。

第十二条及び第十三条第三項中「その届出をした都道府県知事又は市長」を「市町村長」に改める。

第七章 国土交通省関係

(建築基準法の一部改正)

第十三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次のただし書を加える

ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

第十二条第四項に次のただし書を加える

ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第十四条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画等」に、「第四条」を

「一第四条の二」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画等

第三条第二項第五号中「次条第二項第二号ホにおいて」を「以下」に改め、同項第六号中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画及び第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画」に改める。

村高齢者居住安定確保計画」に改める。

第四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同項第四号を削り、同条第七項中「第三項」を「第四項」に、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県域内における高齢者の居住の安定の確保に關し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(市町村高齢者居住安定確保計画)

第四条の二 市町村は、基本方針（都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている場合にあっては、都道府県高齢者居住安定確保計画）に基づき、当該市町村の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「市町村高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 市町村高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

高齢者が適した良質な居住環境を有する住宅の整備の足

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

ニ 高齢者住宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項

二に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三
計
画
期
間

3 前条第三項から第八項までの規定は、市町村高齢者居住安定確保計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、当該都道府県」と、「当該都道府県」とあるのは「当該市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、第二項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第五項中「都道府県から第七項までの規定中『都道府県』とあるのは『市町村』は」と、同条第六項中「当該都道府県」の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあり、及び同条第七項中「当該都道府県」の区域内の市町村」とあるのは「都道府県」と、同条第六項中「都道府県に」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。

第七條第一項第九號中「高齡」

第七條第一項第九号中「高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域」を「市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内にある場合にあつては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画」「サービステキ高齢者向け住宅が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く）」に、「基本方針及び高齢者居住安定確保計画」を「基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

「基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める
「保計画」を

第五十四条第八号中「高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域」を「市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあつては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画、当該事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域（当該市町村の区域を除く。）」に、「基本方針及び高齢者居住安定確保計画」（「基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画」）に改める。

本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める

第七十三條第一項中「第四條第三項の規定により高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において」を削り、「ほか」の下に「次に掲げる区域内において」を加え、同項に次の各号を加える。

に掲げる区域内において」を加え、同項に次の各号を加える

一 第四条第四項の規定により都道府県高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域

業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域

第八章 環境省関係

(水質汚濁防止法の一部改正)

第十五条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項中「の各号」を削り、同条第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第四項中「同意をしようとする」を「協議を受けた」に、「議を経なければ」を「意見を聴かなければ」に改める。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるかを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章 雑則

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第九条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「指定検査機関の指定」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣の」を「その」に改める。

第二十二条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「指定の公示等」を付し、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日」を「主たる事務所の所在地、当該指定をした日、その食鳥検査の業務を行う事務所の所在地及びその行わせることとした食鳥検査の業務」に改め、同条第二項中「又は主たる」を「主たる事務所の所在地又はその指定に係る食鳥検査の業務を行う」に、「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十五条第三項中「委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣は」を「都道府県知事は、その」に、ときは、その」を「ときは、当該」に改める。

第二十八条第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十九条第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「厚生労働大臣及び委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十一条の見出しを「監督命令」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「この法律を施行する」を「その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保する」に改め、ときは、その」に、「その」を加え、同条第二項を削る。

第三十二条第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、受けなければ、」の下に「その指定に係る」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣は、指定検査機関の」を「都道府県知事は、その指定検査機関に行わせることとした」に改め、により」の下に「その」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、関係委任都道府県知事に通知するとともに、」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十三条第一項中「厚生労働大臣は、」を「都道府県知事は、その」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣は、」を「都道府県知事は、その」に改め、「定めて」の下に「その行わせることとした」を加え、又は一部」を「若しくは」部」に改め、同条第三号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第二項」に、「第三十一条第一項」を「第三十一条」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同項の規定により」の下に「その行わせることとした」を加え、関係委任都道府県知事に通知するとともに、」を削る。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条の見出し中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「委任都道府県知事は、」を「都道府県知事は、その」に改め、「受けて」の下に「その指定に係る」を、「規定により」の下に「その」を加え、厚生労働大臣が」を削り、「対し」の下に「その行わせることとした」を、「又は」の下に「その」を、「事由により」の下に「その指定に係る」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「による通知を受けた」を「によりその食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととなるとき、又は同項の規定により当該食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととなる事由がなくなった」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「食鳥検査の業務」を「その食鳥検査の業務の全部若しくは一部」に、「又は厚生労働大臣が」を「その行わせることとした」に、「係る」を「ついて」に、「若しくは」を「又は」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十七条第二項及び第三十八条第二項中「厚生労働大臣又は委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改める。

第四十一条第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に、「厚生労働大臣は」を「当該都道府県知事は」に改める。

第五章 農林水産省関係

(森林法の一部改正)

第十条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第四項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該保安林が、第一号に該当するとき、又は第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、第二号に該当するときは、農林水産大臣の同意を得なければならない。

(漁業近代化資金融通法の一部改正)

第十一条 漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「特別の」を「当該資金の貸付けにより当該合計額が次に掲げる額を超えることにつき農林水産大臣が定める」に、「農林水産大臣」を「農林水産大臣(当該資金が、第一項第六号から第九号までに掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域を地区とするものその他の農林水産省令で定める漁業者等に対して農林中央金庫が貸し付ける資金以外のものであるときは、当該漁業者等の住所を管轄する都道府県知事その他の農林水産省令で定める都道府県知事)」に改める。

第六章 経済産業省関係

(工場立地法の一部改正)

第十二条 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「都道府県は、当該都道府県内の町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。は、当該市町村」に、「第三項」を「次項」に、「都道府県準則」を「市町村準則」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中、「当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては」を削り、「市長(以下単に「市長」を「市町村長特別区の区長を含む。以下単に「市町村長」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条―第三条)
- 第二章 総務省関係(第四条)

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、専門的知見に基づく意見を聴取するため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条

3 条例の概要

(1) 市長の附属機関として茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会を設置することとし、その設置目的及び委員の数を定めることとした。（別表関係）

(2) 茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会の委員の報酬の額を定めることとした。（附則第2項関係）

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市	略	略	略	略	略	略	略
	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づき施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	16人以内	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づき施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	16人以内	
長	茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会	茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年茅ヶ崎市条例第23号）に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	5人以内	長			
	略	略	略	略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第 1 (第 1 条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第 1 (第 1 条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
地域福祉推進委員会 委員	略	略	地域福祉推進委員会 委員	略	略
災害弔慰金等支給審 査会委員	日額	1 0 , 0 0 0 円			
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○災害弔慰金の支給等に関する法律

（災害弔慰金の支給）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

（災害障害見舞金の支給）

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

（市町村における合議制の機関）

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

○茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

（弔慰金の支給）

第3条 市長は市民が令第1条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、そ

の者の遺族に対し、弔慰金の支給を行うものとする。

(障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、障害見舞金の支給を行うものとする。

茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置された茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）第3条

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）は、茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年茅ヶ崎市条例第23号）に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。こととした。（第2条関係）
- (2) 審査会の委員は、医師その他学識経験を有する者のうちから市長が委嘱すること等とした。（第3条関係）
- (3) 審査会に会長を置き、委員の互選により定めること等とした。（第4条関係）
- (4) 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となること等とした。（第5条関係）
- (5) 審査会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとした。（第6条関係）
- (6) 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族に直接の利害関係のある事件については、その議事に加わることができないこととした。（第7条関係）
- (7) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと等とした。（第8条関係）
- (8) 審査会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理することとした。（第9条関係）
- (9) この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第10条関係）
- (10) この規則は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を茅ヶ崎市地域公共交通会議において行うこととするため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市地域公共交通会議の設置目的に地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを加えることとした。（別表関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市 長	略	略	略	略	略	略	略
	茅ヶ崎市地域公共交通会議	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。	20人以内	市 長	茅ヶ崎市地域公共交通会議	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づき協議その他の地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保に係る事項に関する協議を行うこと。	20人以内
	略	略	略		略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(地域公共交通計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通計画の区域

三 地域公共交通計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

六 計画期間

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 第三十七条の規定による資金の確保に関する事項

二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項

三 観光の振興に関する施策との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

5 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公

公共交通計画を作成することを要請することができる。

- 9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。
- 10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 13 第七項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○道路運送法施行規則

（法第九条第四項の協議が調ったとき）

第九条の二 法第九条第四項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

茅ヶ崎市職員定数条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

寒川町の消防業務に関する事務の管理及び執行を受託することに伴い、消防職員の定数及び茅ヶ崎市消防署の管轄区域を改める等のため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項及び第11条第2項
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第9条

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員定数条例関係

消防職員の定数を258人から314人に増加させることとした。（第2条関係）

(2) 茅ヶ崎市消防本部等設置条例関係

茅ヶ崎市消防署の管轄区域に高座郡寒川町を加えることとした。（第3条関係）

(3) 茅ヶ崎市火災予防条例関係

令和4年4月1日前に寒川町火災予防条例（昭和37年寒川町条例第8号）の規定によってされた処分、手続その他の行為は、茅ヶ崎市火災予防条例の規定によってされた処分、手続その他の行為とみなすこと等とした。（附則第12項、附則第13項関係）

(4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員定数条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																												
(茅ヶ崎市職員定数条例の一部改正) (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 <table><tr><th>部 局 等</th><th>定 員 数</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>7 消防職員</td><td><u>3 1 4 人</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td><u>2, 2 8 0 人</u></td></tr></table> 2 略 (茅ヶ崎市消防本部等設置条例の一部改正) 第3条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>茅ヶ崎市消防署</td><td>略</td><td><u>茅ヶ崎市及び高座郡寒川町</u></td></tr></table> (茅ヶ崎市火災予防条例の一部改正) 附 則 1 } 略 1 1 <u>(寒川町の消防事務の受託に伴う経過措置)</u> 1 2 <u>令和4年4月1日前に寒川町火災予防条例(昭和37年寒川町条例第8号。次項において「寒川町条例」という。)の規定によってされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってされた処分、手続その他の行為とみなす。</u> 1 3 <u>令和4年4月1日前にした寒川町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお寒川町条例の規定の例による。</u>	部 局 等	定 員 数	略	略	7 消防職員	<u>3 1 4 人</u>	合 計	<u>2, 2 8 0 人</u>	名称	位置	管轄区域	茅ヶ崎市消防署	略	<u>茅ヶ崎市及び高座郡寒川町</u>	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 <table><tr><th>部 局 等</th><th>定 員 数</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>7 消防職員</td><td><u>2 5 8 人</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td><u>2, 2 2 4 人</u></td></tr></table> 2 略 第3条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>茅ヶ崎市消防署</td><td>略</td><td><u>茅ヶ崎市一円</u></td></tr></table> 附 則 1 } 略 1 1	部 局 等	定 員 数	略	略	7 消防職員	<u>2 5 8 人</u>	合 計	<u>2, 2 2 4 人</u>	名称	位置	管轄区域	茅ヶ崎市消防署	略	<u>茅ヶ崎市一円</u>
部 局 等	定 員 数																												
略	略																												
7 消防職員	<u>3 1 4 人</u>																												
合 計	<u>2, 2 8 0 人</u>																												
名称	位置	管轄区域																											
茅ヶ崎市消防署	略	<u>茅ヶ崎市及び高座郡寒川町</u>																											
部 局 等	定 員 数																												
略	略																												
7 消防職員	<u>2 5 8 人</u>																												
合 計	<u>2, 2 2 4 人</u>																												
名称	位置	管轄区域																											
茅ヶ崎市消防署	略	<u>茅ヶ崎市一円</u>																											

茅ヶ崎市職員定数条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

○消防組織法

(消防本部及び消防署)

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

- 2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

(消防職員)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

- 2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

○消防法

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により、長期優良住宅建築等計画の認定基準のうち、あらかじめ登録住宅性能評価機関に確認させることができるものが見直されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額を改めることとする等のため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 建築をしようとする住宅の設備及び構造が長期使用構造等であることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合における長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額を改めること等とした。（別表第1関係）
- (2) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- (3) この条例は、令和4年2月20日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略	略
136 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（あらかじめ、同法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることにつき住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項、次項、140の項、141の項、145の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能	次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 略 イ 略 ウ 総戸数が10戸を超え35戸以内の共同住宅等 340,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、510,000円） エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 600,000円（認定長期	136 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（あらかじめ、同法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることにつき住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項から138の項まで、140の項から142の項まで、145の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能	次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 略 イ 略 ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 340,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、510,000円） エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 600,000円（認定長期

め登録住宅性能評価機 関による審査を受けた ものに限る。)の認定 の申請に対する審査	共同住宅等に係る計画の認定 について同時に申請された住 戸の数の合計数で除して得た 金額(その金額に100円未 満の端数があるときは、これ を切り捨てた金額)	共同住宅等に係る計画の認定 について同時に申請された住 戸の数の合計数で除して得た 金額(その金額に100円未 満の端数があるときは、これ を切り捨てた金額)
	ア 総戸数が5戸以内の共同 住宅等 12,000円(	ア 総戸数が5戸以内の共同 住宅等 12,000円(
	認定長期優良住宅以外の共 同住宅等の増築又は改築に 係るものにあつては、18	認定長期優良住宅以外の共 同住宅等の増築又は改築に 係るものにあつては、18
	,000円)	,000円)
	イ 総戸数が5戸を超え10 戸以内の共同住宅等 21	イ 総戸数が5戸を超え10 戸以内の共同住宅等 21
	,000円(認定長期優良 住宅以外の共同住宅等の増 築又は改築に係るものにあ つては、40,000円)	,000円(認定長期優良 住宅以外の共同住宅等の増 築又は改築に係るものにあ つては、32,000円)
	ウ 総戸数が10戸を超え2 5戸以内の共同住宅等 4	ウ 総戸数が10戸を超え3 0戸以内の共同住宅等 3
	1,000円(認定長期優 良住宅以外の共同住宅等の 増築又は改築に係るものに あつては、61,000円	1,000円(認定長期優 良住宅以外の共同住宅等の 増築又は改築に係るものに あつては、46,000円
	)	)
	エ 総戸数が25戸を超え5 0戸以内の共同住宅等 7	エ 総戸数が30戸を超え5 0戸以内の共同住宅等 5
	1,000円(認定長期優 良住宅以外の共同住宅等の 増築又は改築に係るものに あつては、110,000 円)	8,000円(認定長期優 良住宅以外の共同住宅等の 増築又は改築に係るものに あつては、87,000円
	オ 総戸数が50戸を超え1 00戸以内の共同住宅等	オ 総戸数が50戸を超え1 00戸以内の共同住宅等

	120,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>170,000円</u>) カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 <u>190,000円</u> (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>290,000円</u>) キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 <u>240,000円</u> (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>360,000円</u>) ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 <u>260,000円</u> (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>400,000円</u>)		
138 削除		138 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画 (あらかじめ、同法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び	次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 <u>15,000円</u> (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定

第5号に掲げる基準に適合していることにつき登録住宅性能評価機関による審査を受けていないものであって、登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査			について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額) ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 <u>57,000円</u> イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 <u>92,000円</u> ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 <u>170,000円</u> エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 <u>300,000円</u> オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 <u>450,000円</u> カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 <u>830,000円</u> キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 <u>1,100,000円</u> ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 <u>1,400,000円</u>	略
139 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。		139 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に定める金額を合	略

	計した金額 ア 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） (7)) 略 (8)) 略 イ 136の項から前項までに定める金額 又は次項から142の項までに定める金額 (2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合(1)に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を加算して得た金額 ア 略	)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があつた場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査
	計した金額 ア 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (7)) 略 (8)) 略 イ 136の項、137の項、次項又は141の項 _____ に定める金額 (2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合(1)に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ を加算して得た金額 ア 略	)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があつた場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

[illegible]

1 4 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 <u>4, 0 0 0 円</u>（認定長期優良住宅以外の一戸建ての住宅の増築又は改築に係るものにあつては、<u>6, 0 0 0 円</u>） (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住宅のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 総戸数が5 戸以内の共同住宅等 <u>7, 5 0 0 円</u>（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>1 1, 5 0 0 円</u>） イ 総戸数が5 戸を超え1 0 戸以内の共同住宅等 <u>1 3, 0 0 0 円</u>（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>2 0, 0 0 0 円</u>） ウ 総戸数が1 0 戸を超え2 5 戸以内の共同住宅等 <u>2 0, 5 0 0 円</u>（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>3 0, 5 0 0 円</u>）
次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 <u>3, 0 0 0 円</u>（認定長期優良住宅以外の一戸建ての住宅の増築又は改築に係るものにあつては、<u>4, 5 5 0 円</u>） (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住宅のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 総戸数が5 戸以内の共同住宅等 <u>6, 0 0 0 円</u>（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>9, 0 0 0 円</u>） イ 総戸数が5 戸を超え1 0 戸以内の共同住宅等 <u>1 0, 5 0 0 円</u>（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>1 6, 0 0 0 円</u>） ウ 総戸数が1 0 戸を超え3 0 戸以内の共同住宅等 <u>1 5, 5 0 0 円</u>（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、<u>2 3, 0 0 0 円</u>）	1 4 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査

)
 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 35,500円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、55,000円)
)
 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 60,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、85,000円)
 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 95,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、145,000円)
 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 120,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、180,000円)
 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 130,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつて

)
 エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 29,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、43,500円)
)
 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 49,500円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、75,000円)
 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 80,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、125,000円)
 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 100,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、150,000円)
 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 105,000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつて

	は、 <u>200,000円</u>			は、 <u>160,000円</u>	
<u>142 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>2,100円</u>		<u>142 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（あらかじめ、変更部分について同法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることにつき登録住宅性能評価機関による審査を受けていないものであつて、登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された変更後の住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査</u>	<u>次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>7,500円</u> <u>(2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住宅のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</u> <u>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等</u> <u>28,500円</u> <u>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> <u>46,000円</u> <u>ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等</u> <u>85,000円</u> <u>エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> <u>150,000円</u> <u>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> <u>225,000円</u> <u>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> <u>415,000円</u> <u>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u>	

					550,000円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 700,000円	
143 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	1,700円			143 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	2,100円	
144 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	160,000円			144 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	1,700円	
略	略	略	略	略	略	略
155 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等	略	略	略	155 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等	略	略

による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて「住宅性能評価書」という。）が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適用について審査の申出があった場合を除く。）	略	略
による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適用について審査の申出があった場合を除く。）	略	略

略

略

略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○建築基準法

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
 - 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
 - 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
 - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
 - 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
 - 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは

第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき

- 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
- 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の規定による改正前のもの）

（住宅性能評価）

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載し、国土交通省令・内閣府令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

- 2 前項の申請の手続その他住宅性能評価及び住宅性能評価書の交付に関し必要な事項は、国土交通省令・内閣府令で定める。
- 3 何人も、第一項の場合を除き、住宅の性能に関する評価書、住宅の建設工事の請負契約若しくは売買契約に係る契約書又はこれらに添付する書類に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）の規定による改正前のもの）

（長期優良住宅建築等計画の認定）

第五条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

２ 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しようとする者（以下「分譲事業者」という。）は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

３ 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

４ 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築をしようとする住宅の位置

二 建築をしようとする住宅の構造及び設備

三 建築をしようとする住宅の規模

四 第一項又は第二項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項

イ 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

ロ 住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画

ハ 第二項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項

（１）建築後の住宅の維持保全を建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三条若しくは第六十五条に規定する団体又は同法第四十七条第一項（同法第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する法人が行う場合においては、当該団体又は法人の名称

（２）譲受人が建築後の住宅（専ら当該譲受人の居住の用に供する部分を除く。）の維持保全を他の者と共同して行う場合においては、当該他の者の氏名又は名称

五 前項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

ロ 住宅の建築に係る資金計画

六 その他国土交通省令で定める事項

（認定基準等）

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

四 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

五 前条第三項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基

準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。

ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。

六 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

2 前条第一項から第三項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

（認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更）

第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の認定について準用する。

（譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等）

第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者は、同項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた長期優良住宅建築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第四項第四号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

2 前項の規定による変更の認定の申請は、前条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、前条第二項において準用する第五条第二項の規定による変更の認定の申請とみなす。

（地位の承継）

第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画実施者の一般承継人

二 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。）の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

第三十四条第一項中「第三項」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を次のように改める。
3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む)の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条第三項	第十條第二項及び第三項、第十條第二十二條並びに		第十九條、第二十二條及び	
	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に		第十九條第一項中「評価の業務」とあるのは「第八十二條第一項に規定する支援等の業務(以下「支援等の業務」という。及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第三十四條第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という。と、同条第二項中「評価の業務」とあるのは「支援等の業務及び特別支援等の業務」と、第二十二條第一項中「評価の業務の公正」とあるのは「支援等の業務」と、又「特別支援等の業務の公正」とあるのは「支援等の業務若しくは特別支援等の業務若しくは」と、評価の業務の状況」とあるのは「支援等の業務若しくは特別支援等の業務の状況」と、第六十九條中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と、紛争処理の業務又は特別支援等の業務」とあるのは「特別支援等の業務」と	
第八十四条第一項	支援等の業務に	支援等の業務及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「履行確保法」という。第三十四條第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という。に	支援等の業務及び特別支援等の業務	支援等の業務又は特別支援等の業務
第八十四條第二項及び第三項並びに第八十六條	支援等の業務	支援等の業務及び特別支援等の業務	支援等の業務及び特別支援等の業務	支援等の業務又は特別支援等の業務
第八十五條第一項、第八十九條、第九十一條並びに第九十三條	支援等の業務	支援等の業務又は特別支援等の業務	支援等の業務又は特別支援等の業務	支援等の業務又は特別支援等の業務

第八十五条第二項		の支援等の業務	
第九十一条	支援等の業務の	、支援等の業務	の支援等の業務又は特別支援等の業務
		、支援等の業務若しくは特別支援等の業務	
第四十三条中「第三十九条又は第四十一条」を「第四十条又は第四十二条」に改め、同条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とする。			
第四十一条中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とする。			
第三十九条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第四十条とし、第六章中第三十八条を第三十九条とし、第三十五条から第三十七条までを一条ずつ繰り下げる。			
第五章中第三十四条の次に次の一条を加える。			
(調査研究事業への協力)			
第三十五条 保険法人は、前条第一項第三号に掲げる業務及び住宅品質確保法第八十三条第一項第八号に掲げる業務（特定住宅瑕疵の発生の防止に関するものに限る。）の実施に関し住宅紛争処理支援センターから必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。			
附 則			
(施行期日)			
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			
一 附則第五条の規定 公布の日			
二 第三条（住宅の品質確保の促進等に関する法律の目次の改正規定、同法第六条の次に、一条を加える改正規定、同法第十四条の改正規定及び同法第一百一条第一項第一号の改正規定を除く。）及び第五条（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定（「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。）、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定を除く。）の規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定 令和三年九月三十日			
三 附則第九条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日又はこの法律の施行の日（次条において「施行日」という。）のいずれか遅い日			
四 第二条、第四条及び第五条（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定（「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。）、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日			
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)			
第二条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（次項及び第三項各号において「改正前長期優良住宅法」という。）第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認定をすることがどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。			

第十三条第一項及び第十四条第一項第二号中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

第四章の章名中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第十六条第一項中「の建築」を「(認定長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)の建築」に、「売主は、当該」を「売主又は認定長期優良住宅(認定長期優良住宅維持保全計画に係るものに限る。)の売買契約を締結した売主は、これらの」に改める。

第十七条第一項中「に基づく」を「又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)
第三条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に改める。

第三条第四項中「、あらかじめ」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

第三条の二第二項中「議決を」との下に「同項ただし書中「社会資本整備審議会又は消費者委員会」とあるのは「社会資本整備審議会」と」を加える。

第三章第一節中第六条の次に次の一条を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例)

第六条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請(同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。)をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等(同法第二条第四項に規定する長期使用構造等)をいう。以下この条において同じ。)であることの確認を行うことを求めることができる。

2 第五条第一項の住宅性能評価の申請をする者は、前項の規定による求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができる。

3 第一項の規定による求めがあった場合(次項に規定する場合を除く。)は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面(第五項において「確認書」という。)を当該求めをした者に交付するものとする。

4 第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて第一項の規定による求めがあった場合は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を住宅性能評価書に記載するものとする。

5 前二項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に添えて同項から同条第五項までの規定による認定の申請(同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。)をした場合においては、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項第一号(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合しているものとみなす。

第十四条中「業務」の下に「(第六条の二第三項又は第四項に規定する確認の業務を含む。以下この節において同じ。)」を加える。

第六十六条に次の一項を加える。

5 第三項において読み替えて準用する第二十三条第一項の規定により紛争処理の業務の全部を廃止しようとする届出をした者は、当該届出の日から次条第一項に規定する紛争のあつせん又は調停の業務を行っていたときは、当該届出の日から二週間以内に、当該あつせん又は調停に係る当該紛争の当事者に対し、当該届出をした旨及び第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失った旨を通知しなければならない。

第六十七条第一項中「関する紛争」の下に「(以下この節において「紛争」という。)」を加える。

第七十三条の次に次の二条を加える。

(時効の完成猶予)

第七十三条の二 あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないことを理由に指定住宅紛争処理機関により当該あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 第六十六条第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失つた日があつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が第六十六条第五項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 指定が第六十条第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日があつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第七十三条の三 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停が実施されていること。

二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第八十条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により指定の取消しを受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

第八十三条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 住宅の瑕疵の発生を防止に関する調査及び研究を行うこと。

第八十七条第三項中「その認可を受けた事項を記載した書面を添付して」を削る。

第一百一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同項第一号中「業務」の下に「(第六条の二第三項又は第四項に規定する業務を含む。)」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十三条第一項中「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。）が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

第十四条第一項に次の一号を加える。

三 認定長期優良住宅建築等計画（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。）に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。

第十四条第二項中「当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。」を削る。

第二十条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第四章中第十九条の次に次の一条を加える。

（容積率の特例）

第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二十三条第十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第四条第一項中「以下」の下に「この条及び第六条第一項第八号において」を加え、同条第二項

第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、「確保されることにより」を削り、「図られ、」を「並びに」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三章の章名中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第五条の見出しを「長期優良住宅建築等計画等の認定」に改め、同条第六項中「には」を「又は長期優良住宅維持保全計画には」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「建築をしようとする」を削り、同項第四号中「前項」を「第五項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる事項

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

第五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 住宅（区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。）のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者（以下この項において「所有者等」という。）において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「が次に」を「又は長期優良住宅維持保全計画が次に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたる良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合すること。

ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

第六条に次の一項を加える。

8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。

第八条の見出しを「認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更」に改め、同条第一項中「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改める。

第九条第一項及び第三項中「第五条第六項第四号イ」を「第五条第八項第四号イ」に改める。

第十条中「第五条第五項」の下に「又は第七項」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有者その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第八項第四号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

ロ 第六条第一項の認定（第八条第一項の変更の認定を含む。）を受けた長期優良住宅維持保全計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。）に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

第十一条第一項中「一の建築」を「（前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。以下同じ。）の建築」に改め、「維持保全」の下に「（同号ロに掲げる住宅にあつては、維持保全）」を加える。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十八号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第五条第一項中「の建築を」を「区分所有住宅（二以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。以下同じ。）を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の建築を」に、「の維持保全を」について長期優良住宅として維持保全」に改め、同条第二項中「建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行う」とする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しよう」を「その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者（以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。）において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行う」とする場合における当該譲渡をしよう」に、「以下「分譲事業者」を「次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第四項第四号中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同号ハを削り、同項第五号中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等（建物の区分所有者等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による法人について同法第四十九条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。）において

当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行う」とする場合における当該譲渡をしようとする者（第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行う」とする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。

第七条中「第五条第四項第四号ハ(1)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者（第十四条第二項において「管理組合等」という。）であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。」を削る。

第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、「以下「計画の認定」という」を削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更」とする。

第九条に次の二項を加える。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更」とする。

第十条中「計画の認定を」を「第六条第一項の認定（第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定（前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。）を含む。」に改め、「（以下「認定計画実施者」という。）を削り、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同条第一号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に改め、同条第二号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に、「第五条第四項第四号イ」を「第五条第六項第四号イ」に改める。

第十一条第一項中「認定計画実施者」を「第六条第一項の認定（第八条第一項の変更の認定（第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。）を含む。第十四条において「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）」に改める。

第十二条中「及び」を「又は」に改める。

政

令

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八十一号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年二月二十日とする。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八十二号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六号並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の規模）

第五条 法第十八条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地 域 又 は 区 域	敷地面積の規模 （単位 平方メートル）
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	五〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	三〇〇

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十一年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。
第二条の五中第二十八号を第四十号とし、第二十三号から第二十七号までを十二号ずつ繰り下げ、第二十二号の二を第三十四号とし、第二十号から第二十二号までを十一号ずつ繰り下げ、第十九号の二を第三十号とし、第十九号を第二十九号とし、第十八号の二を第二十八号とし、第十八号を第二十七号とし、第十七号を第二十六号とし、第十六号の二を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の許可

第二条の五中第十六号を第二十三号とし、第八号から第十五号までを七号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十四号とし、第七号を第十三号とし、第六号の四を第十二号とし、第六号の三を第十一号とし、第六号の二を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の四を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

第三条第一項中第三十七号を第六十二号とし、第三十四号から第三十六号までを二十五号ずつ繰り下げ、第三十三号の二を第五十八号とし、第三十一号から第三十三号までを二十四号ずつ繰り下げ、第三十号の二を第五十四号とし、第二十六号から第三十号までを二十三号ずつ繰り下げ、第二十五号の二を第四十八号とし、第二十五号を第四十七号とし、第二十四号の二を第四十六号とし、第二十四号を第四十五号とし、第二十三号の二を第四十四号とし、第二十一号から第二十三号までを二十号ずつ繰り下げ、第二十号の二を第四十号とし、第二十号を第三十九号とし、第十九号の二を第三十八号とし、第十九号を第三十七号とし、第十八号の六を第三十六号とし、第十八号の五を第三十五号とし、第十八号の四を第三十四号とし、第十八号の三を第三十三号とし、第十八号の二を第三十二号とし、第十八号を第三十一号とし、第十七号の三を第三十号とし、第十七号の二を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項
第三条第一項中第十七号を第二十二号とし、第十三号から第十六号までを十号ずつ繰り下げ、第十二号の五を第二十一号とし、第十二号の四を第二十号とし、第十二号の三を第十九号とし、第十二号の二を第十八号とし、第八号から第十二号までを六号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十三号とし、第七号を第十二号とし、第六号の四を第十一号とし、第六号の三を第十号とし、第六号の二を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に鑑み、特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業者等が行う記録、作成、保存等について、書面等に代えて電磁的記録により行うことができることとするため提案する。

2 根拠法規

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち書面等により行うことが規定されているものについて、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができること等とした。（第53条関係）

イ 所要の規定を整備することとした。（目次、第5条、第38条関係）

(2) 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

ア 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち書面により行うことが規定されているもの又は想定されるものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとした。（第50条関係）

イ 所要の規定を整備することとした。（目次関係）

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び
茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正) 目次 第 1 章) 略 第 3 章 <u>第 4 章 雑則 (第 5 3 条)</u> <u>附則</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第 5 条 略	目次 第 1 章) 略 第 3 章 <u>附則</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第 5 条 略 <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> <u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイル</u>

(内容及び手続の説明及び同意)
第38条 略

第4章 雑則 (電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という

への記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育

施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項各号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第１号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第２号中「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項の」とあるのは「第６項において準用する第２項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

目次

第１章

） 略

第５章

第６章 雑則（第５０条）

附則

第５章 略

第６章 雑則

（電磁的記録）

第５０条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄

目次

第１章

） 略

第５章

附則

第５章 略

本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
及び茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例参照条文

○児童福祉法

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○子ども・子育て支援法

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。）（幼稚園に係るものに限る。）

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう

。第七十七条第一項第一号において同じ。)

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第二号において同じ。)

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）
 第十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。	附 則 第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービス等基準第二百二十三条第一項の改正規定、第四条中指定障害者支援施設基準附則第七条第三項、第八条第二項から第六項まで及び第十三条の二から第十四条までの改正規定、第八条中障害者支援施設等基準附則第五条の二、第七条第三項、第八条第二項から第五項まで、第十三条の二及び第十四条の改正規定、第九条中児童福祉法施行規則第十八条の四の改正規定、第十条中設備運営基準第六十三条第四項の改正規定、第十一条中指定通所支援基準第五条第五項、第六条第七項、第六十六条第五項及び第八十条第一項の改正規定並びに第十七条は、令和三年四月一日から施行する。

の条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法を用う。)によることができる。		第十五条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正 年厚生労働省令第二十九号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)	
改正後	改正前	目次 第一章・第二章 (略) 第三章 雑則 (第三十一条) 附則 第三章 雑則 (電磁的記録等) 第三十一条 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	

て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は障害児相談支援対象保護者である場合には当該障害児又は当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法を用う。)によることができる。		(家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正) 第十六条 家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)	
改正後	改正前	目次 第一章・第五章 (略) 第六章 雑則 (第四十九条) 附則 第六章 雑則 (電磁的記録) 第四十九条 家庭の保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	

○厚生労働省令第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十三条第三項、第四十四条第三項、第五十一条の二十四第二項、第八十条第二項及び第八十四条第二項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第二十九条第一項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項、第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の九第三項、第二十四条の十二第三項、第二十四条の三十一第二項、第三十三条の六第一項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。附則において「指定障害福祉サービス等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 第十九章（略） 第二十章 雑則（第二百二十四条） 附則 （準用） 第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスについて準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又	目次 第一章 第十九章（略） 附則 （準用） 第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスについて準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又

3 前項の規定により書面等の提出等を電磁的方法により行おうとするときは、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 4 前項の規定による承諾を得た場合であっても、当該相手方から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提出等を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、第一項に規定する書面等の提出等を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 5 第一項の規定により書面等の提出等が電磁的方法により行われたときは、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該書面等の提出等を受けるべき者に到達したものとみなす。	備考 表中の「」の記載は注記である。
---	---------------------------

附 則
この府令は、公布の日から施行する。

において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第五項」とあるのは「第六項において準用する第五項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第四項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。				
備考 表中の「」の記載は注記である。 (子ども・子育て支援法施行規則の一部改正) 第二条 子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。				
<table><tr><th>改 正 後</th><th>改 正 前</th></tr><tr><td> 目次 第一章 第五節 [略] 第六章 雑則(第六十条・第六十一条) 附則 (法第七条第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 イ ホ [略] </td><td> 目次 第一章 第五節 [同上] 第六章 雑則(第六十条) 附則 (法第七条第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 イ ホ [同上] </td></tr></table>	改 正 後	改 正 前	目次 第一章 第五節 [略] 第六章 雑則(第六十条・第六十一条) 附則 (法第七条第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 イ ホ [略]	目次 第一章 第五節 [同上] 第六章 雑則(第六十条) 附則 (法第七条第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 イ ホ [同上]
改 正 後	改 正 前			
目次 第一章 第五節 [略] 第六章 雑則(第六十条・第六十一条) 附則 (法第七条第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 イ ホ [略]	目次 第一章 第五節 [同上] 第六章 雑則(第六十条) 附則 (法第七条第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 イ ホ [同上]			

へ 健康管理及び安全確保 (20) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。	へ 健康管理及び安全確保 (20) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の交付が行われていること。
二 四 [略] 第六章 雑則 (電磁的記録等) 第六十一条 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。でいうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)により行うことができる。 2 この府令の規定による書面等の提出、届出、提示、通知及び交付(以下「提出等」という。以下この条において同じ。)については、当該書面等の提出等に代えて、次項で定めるところにより、当該書面等の提出等を受けるべき相手方の承諾を得て、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。	二 四 [同上] 第六章 雑則 [条を加える。]

により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者

等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔内容及び手続の説明及び同意〕
第三十八条 〔略〕
〔項を削る。〕

による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔内容及び手続の説明及び同意〕

第三十八条 〔略〕

2 第五條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

〔特定教育・保育施設等との連携〕

第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

〔一・二 略〕

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

〔2 9 略〕

第三章 雑則

〔電磁的記録等〕

第六十二条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）

〔特定教育・保育施設等との連携〕

第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

〔一・二 同上〕

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

〔2 9 同上〕

〔章を加える。〕

〔条を加える。〕

○内閣府令第五十三号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号、第三十四条第三項及び第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年八月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令
（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）

第一条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 [略] 第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第五十三条―第六十一条） 第三章 雑則（第六十二条） 附則 （趣旨） 第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 [略] 二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準（第五条、第六条（第五項を除く）、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条の規定による基準	目次 第一章 [同上] 第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第五十三条―第六十一条） 附則 （趣旨） 第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 [同上] 二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準（第五条第一項、第六条（第五項を除く）、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条の規定による基準

三 [略]

四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準（第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る）、第三十八条（第三十九条（第四項を除く）、第四十条、第四十二条第一項から第八項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準

五 [略]

第五十条 [略]

第五十一条 [略]

三 [同上]

四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準（第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る）、第三十八条（第三十九条（第四項を除く）、第四十条、第四十二条第一項から第八項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準

五 [同上]

2 第五十二条 [同上]

第五十三条 [同上]

特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

児童クラブとして利用する建物の賃貸借契約の期間の満了に伴い、茅ヶ崎市浜須賀第2児童クラブを移転するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市浜須賀第2児童クラブの位置は、茅ヶ崎市松が丘二丁目12番8号とすることとした。（別表関係）
- (2) この条例は、令和4年3月28日から施行することとした。

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
<table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>茅ヶ崎市浜須賀 第2児童クラブ</td><td><u>茅ヶ崎市松が丘二丁目1 2番8号</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名 称	位 置	略	略	茅ヶ崎市浜須賀 第2児童クラブ	<u>茅ヶ崎市松が丘二丁目1 2番8号</u>	略	略	<table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>茅ヶ崎市浜須賀 第2児童クラブ</td><td><u>茅ヶ崎市松が丘二丁目1 1番16号</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名 称	位 置	略	略	茅ヶ崎市浜須賀 第2児童クラブ	<u>茅ヶ崎市松が丘二丁目1 1番16号</u>	略	略
名 称	位 置																
略	略																
茅ヶ崎市浜須賀 第2児童クラブ	<u>茅ヶ崎市松が丘二丁目1 2番8号</u>																
略	略																
名 称	位 置																
略	略																
茅ヶ崎市浜須賀 第2児童クラブ	<u>茅ヶ崎市松が丘二丁目1 1番16号</u>																
略	略																

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

土地の価格の変動等に伴い、道路、水路及び準用河川の河川区域に係る占用料の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市道路占用料徴収条例関係

道路の占用料の額を改定することとした。（別表関係）

- (2) 茅ヶ崎市準用河川土地占用料等徴収条例関係

準用河川の河川区域の土地占用料の額を改定することとした。（別表関係）

- (3) 茅ヶ崎市水路に関する条例関係

水路の占用料の額を改定することとした。（別表関係）

- (4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
(茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部改正) 別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
占用物件	単位	占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1月	180円
	第二種電柱		277円
	第三種電柱		374円
	第一種電話柱		161円
	第二種電話柱		258円
	第三種電話柱		354円
	その他の柱類		16円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	2円
	地下に設ける電線その他の線類		1円
路上に設ける変圧器	1個につき1月		158円
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1月	184円
	第二種電柱		283円
	第三種電柱		382円
	第一種電話柱		165円
	第二種電話柱		263円
	第三種電話柱		362円
	その他の柱類		16円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	2円
	地下に設ける電線その他の線類		1円
路上に設ける変圧器	1個につき1月		161円

法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1月	97円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	322円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		135円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	646円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	322円
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	7円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		10円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		14円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		19円
	外径が0.2メートル以上0.25メートル未満のもの		24円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1月	99円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	329円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		138円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	631円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	329円
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	7円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		10円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		15円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		20円
	外径が0.2メートル以上0.25メートル未満のもの		25円

トル未満のもの		29円	30円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	39円	39円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	68円	69円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	97円	99円
外径が1メートル以上のもの	外径が1メートル以上のもの	193円	197円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	322円	329円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	法第32条第1項第5号に掲げる施設	Aに0.005を乗じて得た額を12で除して得た額	Aに0.005を乗じて得た額を12で除して得た額
地下街及び地下室	地下街及び地下室		
階数が1のもの	階数が1のもの		
階数が2のもの	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額を12で除して得た額	Aに0.008を乗じて得た額を12で除して得た額
占用面積1平方メートルにつき1月		占用面積1平方メートルにつき1月	

	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額を12で除して得た額	
		上空に設ける通路	316円
		地下に設ける通路	189円
		その他のもの	329円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	21円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	631円
	看板（アーチであるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1月	631円
政令第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1月	263円
	旗ざお 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	21円

	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額を12で除して得た額	
		上空に設ける通路	323円
		地下に設ける通路	194円
		その他のもの	322円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	22円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	646円
	看板（アーチであるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1月	646円
政令第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1月	258円
	旗ざお 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22円

	その他のもの	1本につき1月	646円
幕（政令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	646円
	アーチ	車道を横断するもの	6,462円
		その他のもの	3,231円
政令第7条第2号に掲げる工作物	政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1月	322円
			Aに0.033を乗じて得た額を12で除して得た額
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		646円
			322円
幕（政令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	646円
	アーチ	車道を横断するもの	6,462円
		その他のもの	3,231円
政令第7条第2号に掲げる工作物	政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1月	322円
			Aに0.033を乗じて得た額を12で除して得た額
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		646円
			322円
	その他のもの	1本につき1月	631円
幕（政令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	21円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	631円
	アーチ	車道を横断するもの	6,310円
		その他のもの	3,155円
政令第7条第2号に掲げる工作物	政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1月	329円
			Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		631円
			329円

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額を12で除して得た額		Aに0.013を乗じて得た額を12で除して得た額	
		上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額を12で除して得た額	
		地下（トンネルの地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額を12で除して得た額	
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額を12で除して得た額	
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額を12で除して得た額	
		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.012を乗じて得た額		Aに0.013を乗じて得た額	

	その他のもの	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	

を12で除して得た額
Aに0.009を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.023を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.009を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.012を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.023を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.033を乗じて得た額を12で除して得た額

	その他のもの	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	

を12で除して得た額
Aに0.009を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.024を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.009を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.013を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.024を乗じて得た額を12で除して得た額
Aに0.034を乗じて得た額を12で除して得た額

政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.033 を乗じて得た額 を12で除して 得た額
-----------------	--------------------------------------

備考 略

(茅ヶ崎市準用河川土地占用料等徴収条例の一部改正)

別表 (第2条関係)

1 土地占用料

占用物件	占用料	
	単位	金額
第一種電柱	1本につき1 月	<u>180円</u>
第二種電柱		<u>277円</u>
第三種電柱		<u>374円</u>
第一種電話柱		<u>161円</u>
第二種電話柱		<u>258円</u>
第三種電話柱		<u>354円</u>
その他の柱類		<u>16円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル ルにつき1月	<u>2円</u>
地下に設ける電線その他の線類		<u>1円</u>

政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.034 を乗じて得た額 を12で除して 得た額
-----------------	--------------------------------------

備考 略

別表 (第2条関係)

1 土地占用料

占用物件	占用料	
	単位	金額
第一種電柱	1本につき1 月	<u>184円</u>
第二種電柱		<u>283円</u>
第三種電柱		<u>382円</u>
第一種電話柱		<u>165円</u>
第二種電話柱		<u>263円</u>
第三種電話柱		<u>362円</u>
その他の柱類		<u>16円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル ルにつき1月	<u>2円</u>
地下に設ける電線その他の線類		<u>1円</u>

地上に設ける変圧器（電柱に設置されるものを除く。）	1個につき1月	158円	地上に設ける変圧器（電柱に設置されるものを除く。）	1個につき1月	161円
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1月	97円	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1月	99円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	322円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	329円
水管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	7円	水管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	7円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	10円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	10円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	14円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	15円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	19円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	20円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	29円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	30円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	39円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	39円

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊その他これらに類する施設並びに地下室、浄化槽その他これらに類する施設 通路 露店、商品置場その他これらに類する施設	上空に設けるもの 地下に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月 占用面積1平方メートルにつき1月 表示面積1平方メートルにつき1月	68円	69円
				97円	99円
				193円	197円
				322円	329円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊その他これらに類する施設並びに地下室、浄化槽その他これらに類する施設 通路 露店、商品置場その他これらに類する施設	上空に設けるもの 地下に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月 占用面積1平方メートルにつき1月 表示面積1平方メートルにつき1月	323円	316円
				194円	189円
				35円	36円
				22円	21円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊その他これらに類する施設並びに地下室、浄化槽その他これらに類する施設 通路 露店、商品置場その他これらに類する施設	上空に設けるもの 地下に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月 占用面積1平方メートルにつき1月 表示面積1平方メートルにつき1月	646円	631円
				646円	631円
				646円	631円
				646円	631円

標識	1本につき1 月	258円
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	22円
	その他のもの	646円
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	22円
	その他のもの	646円
アーチ	河川を横断するもの	6,462円
	その他のもの	3,231円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	646円
	その他のもの	163円

2 土石採取料

略

標識	1本につき1 月	263円
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	21円
	その他のもの	631円
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	21円
	その他のもの	631円
アーチ	河川を横断するもの	6,310円
	その他のもの	3,155円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	631円
	その他のもの	164円

2 土石採取料

略

(茅ヶ崎市水路に関する条例の一部改正)

別表 (第6条関係)

占有物件	占有料	
	単位	金額
第一種電柱	1本につき1月	<u>180円</u>
第二種電柱		<u>277円</u>
第三種電柱		<u>374円</u>
第一種電話柱		<u>161円</u>
第二種電話柱		<u>258円</u>
第三種電話柱		<u>354円</u>
その他の柱類		<u>16円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	<u>2円</u>
地下に設ける電線その他の線類		<u>1円</u>
地上に設ける変圧器（電柱に設置されるものを除く。）	1個につき1月	<u>158円</u>
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>97円</u>

別表 (第6条関係)

占有物件	占有料	
	単位	金額
第一種電柱	1本につき1月	<u>184円</u>
第二種電柱		<u>283円</u>
第三種電柱		<u>382円</u>
第一種電話柱		<u>165円</u>
第二種電話柱		<u>263円</u>
第三種電話柱		<u>362円</u>
その他の柱類		<u>16円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	<u>2円</u>
地下に設ける電線その他の線類		<u>1円</u>
地上に設ける変圧器（電柱に設置されるものを除く。）	1個につき1月	<u>161円</u>
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>99円</u>

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	329円
郵便差出箱及び信書便差出箱		138円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	631円
水管、ガスパソの他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	7円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	10円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	15円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	20円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	30円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	39円

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	322円
郵便差出箱及び信書便差出箱		135円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	646円
水管、ガスパソの他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	7円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	10円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	14円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	19円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	29円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	39円

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	6.8円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	9.7円
外径が1メートル以上のもの	19.3円
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊その他これらに類する施設並びに地下室、浄化槽その他これらに類する施設	32.2円
通路	32.3円
上空に設けるもの	19.4円
地下に設けるもの	3.5円
その他のもの	2.2円
露店、商品置場その他これらに類する施設	6.46円
その他のもの	6.46円
看板（アーチであるものを除く。）	6.46円

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	6.9円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	9.9円
外径が1メートル以上のもの	19.7円
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊その他これらに類する施設並びに地下室、浄化槽その他これらに類する施設	32.9円
通路	31.6円
上空に設けるもの	18.9円
地下に設けるもの	3.6円
その他のもの	2.1円
露店、商品置場その他これらに類する施設	6.31円
その他のもの	6.31円
看板（アーチであるものを除く。）	6.31円

標識	1本につき1 月	258円
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	22円
	その他のもの	646円
幕（工事中施設 であるものを除 く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	22円
	その他のもの	646円
アーチ	水路を横断するもの	6,462円
	その他のもの	3,231円
工事中板囲、足場、詰所その他の工 事施設及び土石、竹木、瓦その他の工 事用材料	占用面積1平 方メートルに つき1月	646円
	その他のもの	163円

備考 略

標識	1本につき1 月	263円
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	21円
	その他のもの	631円
幕（工事中施設 であるものを除 く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	21円
	その他のもの	631円
アーチ	水路を横断するもの	6,310円
	その他のもの	3,155円
工事中板囲、足場、詰所その他の工 事施設及び土石、竹木、瓦その他の工 事用材料	占用面積1平 方メートルに つき1月	631円
	その他のもの	164円

備考 略

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

○道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占有（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- 二 道路の占有の期間
- 三 道路の占有の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事实施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地

の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

- 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の十一、第四十八条、第四十八条の四十五（第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。）、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。
- 4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

○河川法

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の四、第十六条の五、第六十五条の三及び第六十五条の四の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第十六条の四第一項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第二項、第十六条の五及び第六十五条の三第一項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第十六条の五第一項、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項並びに第六十五条の四第一項及び第五項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第六十五条の三第六項及び第六十五条の四第五項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

茅ヶ崎市雨水貯留浸透施設に係る標識の設置に関する条例の一部を改正する
条例について

1 提案の理由

特定都市河川浸水被害対策法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第38条第3項

3 条例の概要

- (1) 引用する条項を改めることとした。（第1条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市雨水貯留浸透施設に係る標識の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）<u>第38条第3項</u>の規定に基づき、雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識（以下「標識」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）<u>第17条第3項</u>の規定に基づき、雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識（以下「標識」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

茅ヶ崎市雨水貯留浸透施設に係る標識の設置に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○特定都市河川浸水被害対策法（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３１号）の規定による改正後のもの）

（工事完了の検査等）

第三十八条 第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

２ 都道府県知事等は、前項の規定による工事を完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第三十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

３ 都道府県知事等は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。第六項から第八項までにおいて同じ。）の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地

二 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

４ 前項各号に掲げる土地又は建築物等の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

５ 何人も、第三項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

６ 都道府県は、第三項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

７ 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

８ 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置）
 第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（次項において「旧特定都市河川法」という。）第三十二条第一項の規定により指定されている都市洪水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川について第三条の規定による改正後の水防法（次項において「新水防法」という。）第十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）又は第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧特定都市河川法第三十二条第二項の規定により指定されている都市洪水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川流域について新水防法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。又は第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により雨水出水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

別表第一河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の項第一号イ中「第十六条の四第一項」の下に「第十六条の五第一項」を加え、同号ロ中「第十六条の四第一項」の下に「及び第十六条の五第一項」を加え、同号ハ中「第十六条の四第一項」の下に「第十六条の五第一項」を加え、同表特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の項第一号中「同条第三項から第八項まで（同条第九項）を「同条第四項から第十項まで（同条第十二項）」に、並びに第三十四条第一項」を「並びに第七十七条第一項」に、「第三十四条第一項」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「同条第三項から第八項まで（同条第九項）を「同条第四項から第十項まで（同条第十二項）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中「第十四条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同項に規定する洪水浸水想定区域」を「これらの規定に規定する洪水浸水想定区域」に改め、「第十四条の二第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「市町村長が指定する同項」を「市町村長が指定するこれらの規定」に改め、「第十四条の三第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同条第四十二項中「浸水被害軽減地区（」の下に「同法第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定するこれらの規定に規定する洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）に係るものに限る。」を加える。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第七条 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第五号中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同条第二項中「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八條に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）
 第八条に規定する業務

二 下水道法第二十五条の十七に規定する業務

三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条に規定する業務
 第二十七条第一項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に、「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

第三十条第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の二十二」に改める。

第三十一条中「第二十五条の十一第七項」を「第二十五条の二十三第七項」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。

一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第六条第一項二 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第十号）
 第二条第六項

（都市再生特別措置法の一部改正）

第九条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九條 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九條の十二第一項中「第十三条第一項第十九号」を「第十三条第一項第二十号」に改める。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第十条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第三条第二項第三号及び第七條第一号」を「第八条第一号」に、「集団移転促進法第三條第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地（集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七條第一号及び第三号において同じ。）の」と、集団移転促進法第七條第一号中「場合を除く」とあるのは「を「同号中「場合を除く」とあるのは「に改める。」

（構造改革特別区域法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第十一条 次に掲げる法律の規定中「第十三条第一項第十二号」を「第十三条第一項第十三号」に改める。

一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十二条

二 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十五条第二項

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十二条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第八号中「を行うこと」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「を行うこと」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号中「を行うこと」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号中「を行うこと」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「を行うこと」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「を行うこと」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「を行うこと」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「を行うこと」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第十二条に規定する業務

第十二条の五第二項第一号中「主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設
ロ 街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水による被害の防止を目的とするものをいう。その他の政令で定める施設

第十二条の五第七項第二号中「建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度」を「高さの最高限度又は最低限度」の下に、「建築物の居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。）の床面の高さの最低限度」を加える。

第十三条第一項中第十九号を第二十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 一団地の都市安全確保拠点施設については、前号に定めるもののほか、次に掲げるところに従つて定めること。

イ 溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）について定めること。

ロ 第十一条第四項第一号に規定する施設は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合においてイに規定する区域内における同条第一項第十号に規定する機能が一体的に発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

ハ 第十一条第四項第二号に掲げる事項は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合においてイに規定する区域内における居住者等の安全の確保が図られるよう定めること。

第二十一条第一項中「第十三条第一項第十九号」を「第十三条第一項第二十号」に改める。

第三十三條第一項第八号中「土砂災害特別警戒区域」の下に、「特定都市河川浸水被害対策法平成十五年法律第七十七号」第五十六條第一項の浸水被害防止区域」を加える。

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正）

第八条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定により指定された災害危険区域」を「災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（次条第一項において「災害危険区域等」という。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条第一項中「同条に規定する災害危険区域」を「災害危険区域等」に改める。

第三条第二項中「各号」を削り、同項第三号中「住宅団地」を「住宅団地（集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。以下この項及び第八条において同じ。）」に改め、同条第三項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第十二条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（集団移転促進事業に係るものに限る）を行うことができる。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（都道府県の集団移転促進事業計画の策定）

第六条 都道府県は、市町村から、集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があること又は集団移転促進事業計画の策定のために必要な事務の実施体制を確保できないことにより当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合において、第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条見出しを含む「中（市町村）」とあるのは「都道府県」と、第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは」とあるのは「第六条の規定により同条の申出に係る」と、定めなければならぬ。この場合においては「とあるのは「都道府県」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、都道府県知事を經由して、集団移転促進事業計画」とあるのは「集団移転促進事業計画」と、当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を經由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

第九条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「急傾斜地崩壊危険区域若しくは」を「急傾斜地崩壊危険区域、」に改め、「土砂災害特別警戒区域」の下に「若しくは特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域」を加える。

（都市緑地法の一部改正）
第十条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「避難地帯」の下に「若しくは雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）」を加える。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）

第十一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第五項中「行わなければ」を「行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行うことができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（第七條の二第二項）を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。及び同法第三十一条の改正規定、

第六条の規定（同条中河川法第五十八條の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三條第一項第八号の改正規定を除く。）、並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十三年法律第六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

を「第三十条の許可又は第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十一号」を「第三十二条」に改め、同項第五号中「第九号 第十六条第一項又は第十八条第一項」を「第三十条の許可又は第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「命すべき者」の下に「(以下この項において「義務者」という。)」を加え、「都道府県知事は、その者」を「都道府県知事は、当該義務者」に、「者にこれ」を「者(以下この項において「措置実施者」という。に当該措置に「相当の期限を定めて」を「都道府県知事は、その定めた期限内に義務者において、に、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者」を「都道府県知事等又は措置実施者」に、「公告しなければ」を「公告しなければ」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第四十一条とする。

第十九条中「第九号」を「第三十条」に改め、同条を第四十条とする。

第十八条第一項中「第十一号」を「第三十二条」に改め、「しよ」とを削り、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第四項中「第十三号から第十五号まで」を「第三十四号から第三十六号まで」に、「第十三条、第十四条及び第十五条第一項中「第九号」を「第三十四条及び第三十六条第一項中「第三十条」に、「第十八条第一項」と、「第十三号」を「第三十九条第一項」と、「第三十四条」に、「第十四条中」を「第三十五条中「行」」に、「第十八条第一項各号」を「行」第三十九条第一項各号」に、「第十五条第二項」を「当該雨水浸透阻害行為」とあるのは「当該行為」と、「第三十条」とあるのは「同項」と、「第三十六条第二項」に、「第十八条第四項」を「第三十九条第四項」に、「第十五条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第十七条第一項中「第九号」を「第三十条」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「第十一号」を「第三十二条」に改め、同条を第三十八条とする。

第十六条第一項中「第九号」を「第三十条」に改め、「含む」の下に「(以下同じ)」を加え、「第十條第一項各号」を「第三十一条第一項各号」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「第九号」を「第三十条」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第四項中「第十一号」を「第三十二条」に改め、同条第五項中「第一項又は第三項」を「第一項の許可を受けた場合又は第三項の規定による届出をした」に、「第一項の規定による許可又は第三項の規定による」を「当該許可又は当該」に、「第九号」を「第三十条」に改め、同条を第三十七条とする。

第十五条第一項中「都道府県知事は、第九号」を「都道府県知事等は、第三十条」に改め、同条を第三十六条とする。

第十四条中「都道府県知事」を「当該雨水浸透阻害行為について第三十条の許可を行う都道府県知事等」に、「第九号」を「当該」に改め、同条を第三十五条とする。

第十三条中「都道府県知事は、第九号」を「都道府県知事等は、第三十条」に改め、同条を第三十四条とする。

第十二条第一項中「地方公共団体」を「行為区域に係る地方公共団体」に改め、同条第二項中「定めようとする」を「定める」に改め、同条を第三十三条とする。

第十一条中「都道府県知事は、第九号」を「都道府県知事等は、第三十条」に、「第十七条第二項及び第三項、第十八条第一項並びに第二十條第一項第四号」を「第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一條第一項第四号」に改め、同条を第三十二条とする。

第十条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十一条とする。

第九条中「しよ」とを削り、「都道府県知事(指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この章及び第三十八条において同じ」を「当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という)に改め、同条を第三十条とする。

第八条中「下水道法第四条第一項に規定する」を削り、「同法」を「下水道法」に改め、第二章第二節中同条を第十条とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)

第十一条 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。))を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県(当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内に設置しようとする場合にあつては、当該指定都市等の長(以下この節において「都道府県知事等」という。))の認定を申請することができる。

2 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 雨水貯留浸透施設の位置
- 二 雨水貯留浸透施設の規模
- 三 雨水貯留浸透施設の構造及び設備
- 四 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間
- 六 その他国土交通省令で定める事項

3 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下同じ)に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する事項を記載することができる。

(認定の基準)

第十二条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

2 都道府県知事等は、前条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をするときは、あらかじめ、当該公共下水道に係る公共下水道管理者に協議し、その同意を得るものとする。

(認定の通知)

第十三条 都道府県知事等は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留浸透施設が設置されることとなる市町村の長に通知しなければならない。

3 都道府県知事等は、第十一条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該公共下水道に係る公共下水道管理者に通知しなければならない。

(雨水貯留浸透施設整備計画の変更)

第十四条 第十一条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月十日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十一号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第七条」に、「第二節 流域水害対策計画に基づく措置(第六条―第八

条)」を「第二節 流域水害対策計画に基づく措置(第八条―第十条)

十二条」を「第三十条―第四十三条」に、「第二十三条―第二十六条」を「第四十四条―第四十七条

に、「第三節 管理協定(第二十七条―第三十一条)」を「第三節 管理協定(第四十八条―第五十二

条)」に、「第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条)

第五十五条」に、「第五章 雑則(第三十四条―第三十七条)

第七十六条」に、「第六章 罰則(第三十八条―第四十二条)

七十七條―第八十三條)に改める。

八十四條―第八十九條)に改める。

ジェリフ	880,000	850,000	811,400	788,100	753,200	695,100	637,000
578,800	532,300	509,100	485,800	462,600	や「チージェリフ		860,000
840,000	796,500	773,800	739,900	683,200	626,600	569,900	524,600
479,300	456,600	「南スーダン	「モーリタニア		1,180,000	1,150,000	1,084,000
998,600	913,200	827,800	742,400	674,100	620,000	600,000	565,700
519,300	473,000	426,700	380,400	343,300	324,800	306,200	287,700
「シヤス	1,050,000	1,020,000	969,900	940,300	895,900	821,900	747,900
673,900	614,700	585,100	555,500	526,000	510,000	590,000	558,200
377,000	340,800	322,700	304,600	286,500	に改め。	540,100	512,900
別表第一のうち三	政府代表部の表アフリカの項中「(アフリカ連合)						720,000
700,000	671,600	652,600	624,100	576,700	529,300	481,900	443,900
406,000	387,000	や「(アフリカ連合)		690,000	670,000	644,800	627,300
601,000	557,300	513,600	469,800	424,800	417,300	399,800	382,400
に改め。							

この政令は、令和三年十一月一日から施行する。

外務大臣 茂木 敏充
内閣総理大臣 岸田 文雄

医道審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十四号

医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医道審議会令(平成十二年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表医師分科会の項中「及び第十六條の十一第二項及び第十七條の二第二項」に改め、同表歯科医師分科会の項中「及び第十六條の二第三項」を「第十六條の二第三項及び第十七條の二第二項」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五條第一項の表医師分科会の項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十五号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)附則第三條本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年十一月一日とする。

総務大臣 金子 恭之

厚生労働大臣 後藤 茂之

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

内閣総理大臣 岸田 文雄

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十六号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

政 令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法第六條第二項」を「法第八條第二項」に改める。

第三条中「第六條第三項」を「第八條第三項」に改める。

第四条中「法第八條」を「法第十條」に改め、同条第二号口中「法第四條第一項に規定する」を削る。

第十六条を削る。

第十五条中「第二十五條第一項第四号」を「第四十六條第一項第四号」に改め、同条を第十六条とする。

第十四條の見出しを「届出が必要でない保全調整池に係る行為」に改め、同条中「第二十五條第一項ただし書」を「第四十六條第一項ただし書」に改め、同条を第十五條とする。

「報告第19号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年7月14日 午後1時22分頃
 事故発生場所 南湖四丁目20番19号先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年 7月14日 事故発生

令和3年 7月14日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和3年 7月14日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会へ電話で連絡する。

令和3年10月18日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		104,500円
(算出内訳)		(修理費) 104,500円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	104,500円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $104,500円 \times 100\%$ $= 104,500円$	

「報告第20号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年8月12日 午前11時10分頃
 事故発生場所 甘沼734番地1地先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年 8月12日 事故発生

令和3年 8月12日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和3年 8月12日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会へ電話で連絡する。

令和3年10月21日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		94,260円
(算出内訳)		(修理費相当額) 94,260円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	94,260円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $94,260円 \times 100\%$ $= 94,260円$	